

保健室運営要綱

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立保健医療大学学則第47条に定める福利厚生施設のうち、保健室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 保健室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康相談及び応急処置
- (3) 環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助
- (4) 学校医との連絡その他心身の健康保持に必要な専門的業務

(組織)

第3条 保健室に、次に掲げる業務担当者を置く。

- (1) 室長
- (2) 医師免許を有する教員 若干名
- (3) 看護師、助産師又は保健師の免許を有する教員 若干名
- (4) 事務担当職員 2名

(室長)

第4条 室長は、学長が指名する。

- 2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 室長は、保健室の業務を掌理する。
- 4 室長が不在のときは、あらかじめ室長の指名した業務担当者がその業務を代行する。

(職員)

第5条 第3条第2号から第4号までに規定する業務担当者は、学長が指名する。

- 2 前項の業務担当者の任期は、2年とする。ただし、補欠の業務担当者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 業務担当者は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、保健室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。